

議案第14号

武藏野市中小規模事業者事業資金融資あっせん条例の一部を改
正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年2月20日

提出者 武藏野市長 松下玲子

武藏野市中小規模事業者事業資金融資あっせん条例の一部を改
正する条例

武藏野市中小規模事業者事業資金融資あっせん条例（平成24年3月武藏野市条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

改正前	改正後	説明
付 則	付 則	
1 から 4 まで (略) (<u>令和4年度</u> における融資の あっせんの特例)	1 から 4 まで (略) (<u>令和5年度</u> における融資の あっせんの特例)	字句の改正
5 <u>令和4年4月1日から令和</u> <u>5年3月31日</u> までの間に、事 業資金特別融資又は小口零細 事業資金特別融資について、 あっせんの申請を行う者に対 する第3条第1項の規定の適 用については、同項第1号中 「前年の同期」とあるのは、 「前年、2年前、3年前又は <u>4年前</u> のいずれかの同期」と する。	5 <u>令和5年4月1日から令和</u> <u>6年3月31日</u> までの間に、事 業資金特別融資又は小口零細 事業資金特別融資について、 あっせんの申請を行う者に対 する第3条第1項の規定の適 用については、同項第1号中 「前年の同期」とあるのは、 「前年、2年前、3年前、 <u>4</u> <u>年前又は5年前</u> のいずれかの 同期」とする。	字句の改正

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（提案理由）

新型コロナウイルス感染症等による経済への影響を踏まえ、令和5年度における融資のあっせんの特例について定めるため、所要の改正をするものである。